

第 11 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 15 年 10 月 9 日（木）午後 1 時 00 分～午後 3 時 15 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉
村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、木
下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

どうも皆さん相変わらずお忙しい中と思います。どうも、もう 11 回目をお願いいた
しまして、お寄りいただきました。今日はよろしく願いいたします。今日皆さんに
ご相談申し上げる中心は、前にお話申し上げました協議事項の 7 項目が中心でのお話
になると思います。報告をさせていただきますのが、10 項目ぐらいございますし、そ
れから、一通り住民の皆さんとの意見交換会を終わらせていただきました。少しそ
の様子などを皆さんにご報告をしたいと、こういうことでございますので、よろしく
お願いを申し上げたいと思います。いらっしゃる道すがらご覧になったと思いますが、
週末私どものお祭りでございますので、どうぞ、お時間がございましたら、是非ご参
加をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。お招き申し上げます。では、
どうぞ、よろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。会議の開催に先立ちまして新委員のご紹介をさせていた
だきます。先日行われました美里村議会選挙の結果、永田正様が引き続き、市町村合
併調査特別委員長として、ご出席していただくことになりましたので、ご紹介いたし
ます。

永田委員 永田でございます。先の選挙で再び当選させていただくことができました。また、
特別委員長を仰せつかりました。また、皆様方と一緒にさせていただきます。どうぞ、
よろしくお願いしたいと思います。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第
9 条第 2 項によりまして、会長は会議の議長となるとありますので、おそれいりませ
が、会長、議長席までお願いいたします。なお、本日渡邊委員、織田委員の両名がご
欠席という連絡をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、
会長お願いいたします。

会 長 それでは、早速でございますが、規定によりまして議長を務めさせていただき、議
事を進行いたします。今日は 23 人ご出席でございます。規約 9 条の規定を満たしてお
りますので、成立をいたします。それでは、今日の会議録の署名委員をお願いを申し
上げます。白山町長の岡本委員さん、よろしくお願い致します。それから、河芸町議会
の市町村合併調査特別委員長の水谷委員さん、よろしくお願い致します。それから、
3 号委員からは、鈴木委員さん、お願いをいたします。お三方にお願いいたしますので、
よろしくお願い致します。それでは、報告事項にはいりません。先ほども申し上げま
したように、10 項目ございますので、一つひとつなんですけど、報告事項、簡単なもの
もございますので、一通りずっと事務局長に説明させますので、どうかお聞き取りを
いただきまして、また、各号ごとにご意見なり、ご質問がございましたら、お聞き取

りの間チェックしておいていただきまして、説明が終わってから。こんなふうに、お願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、事務局長さん、通して説明してください。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 32 号 市民部会市民生活・広聴分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 33 号 市民部会市民活動分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 34 号 市民部会国際交流分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 35 号 市民部会防災交通安全分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 36 号 市民部会男女共同参画分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 37 号 市民部会戸籍住民分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 38 号 市民部会人権分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 39 号 市民部会地域調整分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 40 号 市民部会総合複合施設分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第 41 号 市民部会アスト・ポルタ分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき事務局長から一括して報告

会 長 ただ今報告 41 号までをご説明を申し上げました。それでは、最初の報告事項から 41 号までの間に、ご質問がございましたら、お願いをいたします。どうぞ。

豊田委員 すいません。報告第 32 号の市民分科会の区分 2 の項でございますけれども、調整内容としましては、行政サービスの低下を招くことのないよう新市に移行後も津市の例により継続するとなっておりますが、他の市町村にも出張所がございますが、そこらへんはどのような検討をなされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

会 長 はい、それじゃ、今の豊田さんのご質問に。

市民部会 白山でございます出張所でございますが、出張所の件につきましては、別途事務組織及び機構の取り扱いということで、部会の方で、検討なされておりますので、私どもの方としましては、事務に関しましてはサービスの低下を招かないような形をお願いしていきたい。そして、あと、組織でございますが、人員の配置関係そのところ各部会ということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

会 長 よろしゅうございますか。組織は、また改めて全体を。いかがでございますか。それでは、報告事項よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 今までご説明申し上げましたことにつきましては、事務事業調整方針につきまして原案どおりご承認をいただいたものといたしまして、これより協議事項に入ります。

(2) 協議事項

- ・協議第 23 号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

会 長 それでは、協議事項の第 23 号町、字の区域及び名称の取扱いにつきまして、ご協議をお願いをいたしたいと思います。前回の協議会では、町、それから字の区域は従前どおりとする。町、字の名称は津市以外の市町村は原則として従来の町、字名の前に旧市町村名を付けた町名として、地域住民の意向を尊重し、調整するものとしてご提案をさせていただいたところでございます。このことにつきまして、いろいろとご議論があったと思いますが、ご質疑等も含めまして、ございましたらお願いをいたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。特にご意見、ご質疑がございませんでしたら、この調整案につきましては、原案どおりの内容で確認をいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案どおりの内容で確認とさせていただきます。

・協議第 24 号 慣行の取扱いについて（その 1）
（市町村章、市町村民歌、市町村民憲章、市町村の木・花・鳥）

会 長 それでは、続きまして、協議第 24 号慣行の取扱いについて（その 1）のご協議をお願いいたします。前回の協議会では新市の市章、市民歌、市民憲章、新市の木、花、鳥につきましては、新市において新たに定めるものとする、こういうご提案でございましたが、ご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思います。はい、どうぞ、辻さん。お願いいたします。

辻 委員 久居市です。特別委員会で意見がございましたのですが、この原案どおりでいいんですけれども、新市の市章、市民歌、市民憲章、新市の木、花、鳥につきましては新市において新たに定めるものとするというのは、一応良かったのですが、これを決めるに当たりまして、市民の意向を十分に反映していただきたい。そのためには、市民参加のアンケート、公募等によって、市民の意見を必ず反映させていただきたいという意見、要望が出されました。そのような意見だけ、ご報告申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございました。やり方については、今の辻さんのお話のように、当然そうするというような議論での結論だと思いますが、何か事務局さん、あったら、はい、どうぞ。

総務企画部 部会の方でも、やはり市章などの慣行の取扱いにつきましては、新市の住民の皆さん方が新市への期待、あるいは希望を込めて新たに制定する。そういった意向がたくさんある。そしてまた、新市のシンボルとなっているものがございます。そういった中で、新しい市章とか、花とか、そういうシンボルになるものは住民のご意見を十分反映させたものでなければならない。そういった部会の意見でございます。

会 長 辻さん、ご理解いただけましたか。いかがでございましょうか。特にその他ございませんでしたら、協議第 24 号につきましては、原案どおりの内容で確認とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

・協議第 25 号 各種事務事業の取扱いについて（農林水産関係その 1）

会 長 続きまして、協議第 25 号の資料をご覧をいただきたいと思います。これは、各種事務事業の取扱いについて、そして農林水産関係その 1 でございます。提案の内容は、農林業関係の国県補助事業、それから農林業関係の市町村単独事業、それから漁港整備事業の 3 項目であります。前回もご説明をいたしました。農林業関係の国県補助事業、それから市町村の単独事業につきましては、それぞれの現在市町村におけます市町村負担割合、それから地元の負担割合、これにつきましては、いろいろ違ったところがある訳であります。新たに制度を制定する、合併と同時にというふうに提案させていただいておりました。漁港整備事業につきましては、国の事業といたしまして、継続事業がございますので、現行のまま新市に引き継ぐ。こういった提案でございました。いろいろ、このことも、それぞれ違っておりました。調整の必要な大事なところがございますので、いろいろご意見がございました。ご質疑がございましたら、お願いをいたします。ご意見でも結構です。あ、どうぞ、池田市長さん。

池田委員 久居市でございます。この農林関係の国県または市単の事業ですが、新たに制度を制定するということなんです。各市町村かなりのばらつきがあるんですが、これがいつ、どのような形で決まるのか、この協議会から手が離れてしまうのか、そのへんはどうなんですか。農林業者については大変な負担の関係が出てまいりますので。そこで新たに制度を制定するとすれば、具体的にどう負担割合が変わるのか、そのへんが分からなくなるのですが、そのへんの事務局の考えをお聞きしたいと思います。

会 長 はい、それでは。この次に、どういう形で出てくるかを中心に説明をしていただけませんか。

産業労働部会 今、久居市さんの方からご意見をいただきました。農林業関係の国県補助事業と市町村単独事業の2項目でございますが、地元負担をどういうふうにするかということでございますが、私ども専門部会におきましては、いろいろと検討をさせていただいております。新市における具体的な運営と申しますか、それは出来る限り一元化を図っていく、受益者負担の一元化を図っていくということで論議しております。同時に、今久居市さんの方からご意見いただきましたように、地元負担については、農林事業者の方はもとより、地域住民の方にも非常に関心が深いといひましょいか、影響があるというふうに認識をしております。従いまして、今ご指摘、ご意見いただきました、受益者負担というものの考え方を明らかにしていくかということ、私どもの専門部会、あるいは幹事会で、細部について検討を重ねまして調整をさせていただくつもりで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

会 長 それは調整内容として、もう一度この項目が出てくるということ。具体的にということですか。

産業労働部会 はい、専門部会あるいは幹事会にご報告申し上げながら、細部の部分について、ご報告をしていきたいなというふうに考えています。

会 長 それは報告かそれとも、もういっぺんこういうふうな恰好で一元化を調整したからという形で出るの。どっち。

産業労働部会 ご報告の形で申し上げていきたいなと考えております。

会 長 はい、それじゃ、池田さん。

池田委員 かなりの負担割合になるわけだから、例えば、ため池なんかの改修工事だと何億という地元負担がかかるわけです。それで、ため池の改修もようやらんとかですね。何億という工事で、その2分の1負担するわけですよ。一億円の工事やったら、5千万円負担せんならん。そんなことになるわけです。そんな負担割合を報告事項というわけにはいかんと思う。

会 長 というご意見ですが、再度、事務方、専門部会や分科会なりで、どんな議論になっているか。久居市さんも担当の方が出てらっしゃると思ひけれどもどういふ意見であなたがたの、その部会が進んでいったか説明をお願いします。

産業労働部会 私どもの部会の方でこの地元負担について検討してきた訳ですけども、今の久居の市長さんおっしゃったように、主要な国県事業というのは、メニューといひましょいか、事業数も多うございませう。そんな中で、現状といひましょいか、非常に各市町村によって、負担率に差がある訳でございますけども、新市の財政負担というものも、当然大きうある訳でございます。そういった新市における負担の中でも協議をしていかなければならない部分もございませう。そういうことで、確かにもう少し市町村別のきちとした数字をお出しとするというのが、本来かなと思ひんですが、今久居市さんの意見もいただきましたので、改めてご協議していただきたいなと考えております。部会としては、そのように考えております。以上です。

会 長 という答えだったんですが、池田さん。どうやらね、これ非常に項目が多い訳やね、土地改良事業にしたって、何にしたってね、みんな事業ごとに違うんで、そのへんをうまく、こういうところできると思ひんですが。ちょっとご意見あったら。

池田委員 確かに、ばらつきが非常に大きいので、難しいと思ひますが。従って、その、合併後3年程度かけて調整するなら、合併と同時ということですから、平成17年1月には決まるといふことですから、それがここで決まらずに、どこで決まるといふことになると、ちょっと問題があるかな。専門部会だけで決められる、おそらく、よう決めないんじゃないかと思ひますが。責任をもって部会で決めるということであれば、別ですが。かなり難しいと思ひます。かなりの負担がかかってきますから。合併と同時でなきゃ別ですが、合併と同時とするなら、この協議会で審議すべきものだと思ひます。

会 長 第1点の何年かの間にといいのではないですね、これは。やはり、新市スタートすれば、新しい負担割合というのが、新年度すぐ出てきますから。それで、事業採択なんかが始まってきますから、決めておかなきゃいけないと思います。ただ、非常に分かれているので、事業が。だから、皆さんのご意見も伺ってみたいけれども。どうなんでしょうね、いっぺん分科会で皆さんの代表が出てらっしゃるんだから、やるだけやってもろてですね、そこでうまくまとまっていけば、池田さんいい訳でしょ。その方も池田さんのお考えを無視して単独で動いている訳やないし、ちゃんと市長に報告をして、そして調整に入っていくんですから、なんか、そんな時間をかけて、それぞれがやった方が、これは久居さんだけじゃなくて、皆さんのところの担当の方と首長さんとの間の関係も同じですけども。あまりにも内容が複雑でありますし、しかし、大きな事業を抱えてらっしゃるところは確かに負担率がちょっと動けば何千万ですから大きいし、いっぺんやるだけ、やってもろたらどうやる。だから、あえて報告で終わりという取り扱いはいたしませんので。いっぺん分科会でやってみて、だから、さっき報告事項とあっさりおっしゃったけども、そうじゃなくて、これはちゃんと詰めて、それですめばよし。すまないような分科会なり、それから幹事会の議論であれば、改めてこの場でやると、こういうことにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ、結城さん。

結城委員 ただいま、議長が集約をしていただいた方向で異議はございませんが、私も久居市長がおっしゃいましたように、合併と同時ということになりますと、非常に住民負担が上昇する場合にはいろいろと問題があると思います。そういう意味で、その分科会でご協議をいただくときに急変なことを緩和する。激変を緩和するということも踏まえて、慎重にご審議をいただきたい。お願いをしておきます。以上です。

会 長 特に、美杉さんの問題だと思っんですけども。過疎対象になっておりますのでね、だから、美杉さんはちょっと他のところとルール違ったやつが時々出てきますので、おそらく、そのへんを一緒にしようと思っというと、今までの日本国の過疎対策は何やったかということになりますし、このへんはそれぞれの部会も心得ておると思いますけども。また、それも含めてみてやって、それから、また担当の方にも村長さんからご指導いただければと思いますね。いいですか。

産業労働部会 はい。

会 長 いいですか。じゃ、そういうご意見のあったところで、担当もそれぞれ聞いておりますので、分科会でそれ含めてやってもらいたいと思います。他いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、ただいま25号につきましては、いろんなご所見を踏まえて上での協議を終えさせていただきます。

・協議第26号 各種事務事業の取扱いについて(商工・観光関係その1)
会 長 続きます、協議第26号各種事務事業の取扱いについて、今度は商工観光関係その1でございます。これは、前回ご説明をいたしました、その内容は商工会議所等事業補助、それから企業立地奨励金関係、それから、イベントなんでしょうね、花火とか各種まつり、こういったイベントの4項目でございます。商工会議所等の事業補助ですが、調整の内容は新たに制度を制定する、合併と同時にいう調整内容になっております。具体的にはそれぞれの商工会議所等の合併状況、商工会議所の合併の話も進んでますから。これを見ながら、新市移行後3年程度を目途にして、新たに統一した商工会議所に対する補助金による補助制度を制定する。新たに制度ができるまでにつきましては、現在の補助金額を踏まえた暫定的な補助基準を設ける方向で、こういう内容であったかと思っと思います。いろいろ、ご質疑も、これも、あろうかと思っと思いますが、どうぞ、ありましたらよろしくお願ひいたします。はい、どうぞ。

天花寺委員 白山町ですが、協議第 26 号商工会議所等事業補助についてですけども。助成の内容については、一応確認いたしました。しかしながら、暫定的な項目基準については、現在の市町村の補助額にこだわらないで、全体の均衡がとれる基準にしてほしいと、いう意見がございましたので、ご報告申し上げたいと思います。なるべく、現在これだからといってこだわらないで、基準を設けて欲しい。均衡の基準を設けてほしいという意見でした。

会 長 いかがですか。今のご意見に対して。

産業労働部会 今回の白山町さんの方からご意見いただきました。確かに調整の具体的内容につきましても現在の補助金額を踏まえた暫定的な交付金を設ける方向で調整するという事でお出しをさせていただいております。確かに各商工会さんあたりは非常に、組織そのものの運営的な補助をしてきた部分がある訳でございますが。それぞれの商工会さん、会員さんの数であるとか、あるいは、会員さんがご負担されてる部分も若干の違いがございます。その中で、新市において、新しい基準をもっていくのが本来であります。暫定的というのは、2、3年を目処にというふうに考えておりますが、この中にはこの合併前の補助金額といえますか、金額を踏まえた上で、なるべく合併早々の早い時期に大きな変動がないように、暫定的な補助金を設けて、それまでの2、3年については新しい補助基準でいきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

会 長 天花寺さん、僕はちょっと参考にお伺いしたいんですけども。天花寺さんの今のご意見は商工会に対するそれぞれの市町村の補助金額の決算が出てますけども。よその町に比べて何か白山町さんは少ないなと思われてのご所見ですか。

天花寺委員 そうでもないですけども。合併したからには、やっぱり同じような水準にしてほしいと。白山町は少ないから少なくないだろうという訳にはいかないと思ったからという訳です。

会 長 確かに商工会への助成というのは、商工会が何やっとなるかによって、随分違ってきているんでしょうね。きっと長い間の積み重ねで。だから、今担当が申しあげましたのも、今までの積み重ねの事業が続いてますから、急にそこんとこ、整理というのが少し時間がかかるというふうに申しあげたんだと思います。だから、おっしゃるように、しばらくたてば、商工会がどのような事業を展開して、その事業に対して、公がどのようにして補助をしていくというのは、ある程度それぞれの商工会ごとにバランスが取れてくるのが望ましいのかな。おそらくそんなふうになっていくと思いますけれども。いつまでもこのままでいくと、なんじゃいなとこういうことになると思いますね。

天花寺委員 白山町としては、事業は少ない訳です。盛んにやってみえるところもありますし、そういう意味では、予算的なものもありますけども、やっぱり皆さんと同じように活動していきたいと思うと、同じように扱っていただきたいというのが、ひとつの願いでありまして、よろしく。

会 長 分かりました。はい、いいですね。ちゃんと聞かしていただきましたね。はい、池田市長さん。

池田委員 中身ではないんですけども。調整内容と調整の具体的内容の整合性がちょっと合わんように思うんですが。調整の内容については、新たに制度を制定する、合併と同時に調整の具体的内容については、新市移行後、3年程度を目処に新たに統一した基準による補助制度を制定する。また、現在の補助金額を踏まえた暫定的な交付基準を設ける。このへんの整合性なんですけども。

会 長 本当ですね。ちょっとこの記述について。はい、どうぞ。

産業労働部会 そういうふうに、調整の内容と具体的内容と読み取りの中で、確かにお考えいただくかなというふうには感じはしています。ただ、私どもの部会の方で、こういった表現にさせていただいたのは、この間に暫定的な交付基準という表現を使っておりますが、

その暫定ということではいいますと、現行のまますべてを継続するという形ではございませんので、暫定的な部分を新制度というふうな考え方をいたしまして、新たな制度を制定する、合併と同時というふうに調整の内容をさせていただきました。ただ、先程から申し上げておりますように、本当の意味での3年を目処にしてその中で、新市の商工会等に対する補助の制度を作り上げていくということで、2段というか、段階的な考え方をさせていただきましたもので、暫定交付基準を新制度という整理をさせていただきました。

会 長 分かった。なるほど、聞いてみればそんなものもあるのかなと思うけれども、やっぱりここんところではっきり新たに制度というと、それは統一した基準によるところの制度というふうになりますからね、いろいろ、ばらばらの暫定の制度を取り上げて、ばらばらでも新たにそういうことを制定したといえ、いえんこともないけども。ここは、ちょっと川上さん、それぞれの表現を統一しておいてくださいませんか。ばらばらでも暫定でも、新たな制度というのか、いわんのか。少し紛らわしければ、きちんと注釈をしておかんといいないね。

事務局長 2、3年程度かけて、新たな制度を作るといことなんですけども、それまでの間でも暫定的なものも今のまま使うということではなしに、新たなというか、その暫定的な制度を新たなということでの表現です。

会 長 だから、わかるけども、そんな表現でごちゃごちゃやってもつまらん話やから、池田さんも分かってらっしゃると思うけど、ちゃんと表現を、いちいち疑念がもたれないように、ごちゃごちゃ説明せんでええように、見たらわかるように、きちっとしててください。

事務局長 はい、わかりました。

会 長 よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、ここでまだ続きがあります。企業立地奨励金関係なんですけども。この調整の内容は新市に移行後、速やかに調整する、合併後1年以内程度という調整内容になっております。具体的には、合併と同時に各市町村の制度をそのまま引き継ぎ、1年程度で新しい制度を制定したい。なお、新市移行前に旧の奨励制度の適用を受けている企業、それから新市の企業立地奨励条例が作られるまでの間に立地をいたしました企業につきましては、旧の奨励制度等の内容を適用する。こういうことでございます。いかがでございましょうか。この項目の調整につきまして。よろしゅうございますか。特にご意見がございませんでしたら、次に移らせていただきますが。

(異議なし)

会 長 その次は、イベント、花火とか、各種まつり、おまつりの項目であります。この調整の内容は両項目とも、現行のまま新市に引き継ぐという調整になっております。それぞれの市町村で行われておりますいろんな大会につきまして、地元主導の中で、実行委員会方式で行われております花火大会とか、それぞれのまつり等に対しまして、新市移行後も引き続き行っていくということでございます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、この項目の調整案に対しまして、特にご異議がないようでございますので、協議第26号各種事務事業の取扱いについて、商工観光関係その1につきましては、原案どおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第27号 各種事務事業の取扱いについて(都市計画関係)

会 長 続きまして、協議第27号各種事務事業の取扱いについて、今度は都市計画関係であります。この内容は市町村都市計画審議会と、それから開発指導要綱に関する項目の2つであります。市町村都市計画審議会でありまして、これは津市の例により調整す

る、合併と同時。こういうふうにしております。新しく条例制定のもとに委員の選定を行っていく。こういうことになっていくと思います。いかがでございましょうか。ご質疑がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございましたら、はい、どうぞ。

池田委員 すいません。ちょっと議会の方で意見が出ておりましたので、津市の例によりということになりますと、定員 15 名、津市さんが 15 名以内ということですが、倍近くの人口なり、面積をもっている、そういった中で、少し委員の数の関係について、これでいいのかどうかということがありますので、審議会委員の定数については、少し考えていただいた方がいいんじゃないかと。こういう意見がありましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 えっと、どんな議論がありましたか。はい、どうぞ。

都市計画部 都市計画審議会委員の数につきましては、政令の方で基準がございます。その内容といたしましては、5 人以上 35 人以内。そういうふうな決めになっております。しかしながら、昭和 44 年に国の方から地方都市計画審議会を作るについて、標準的なものが示されておりまして、その中には、人口 30 万人以下につきましては、10～15 人と。そういうふうな国の指導もありまして、ずっと全国の市町村多くのところが、この標準を元に作ってまいっておるところで、類似団体都市を調べましても、概ね人口 30 万人であれば、15 人でやっている。こんなふうな状況です。そういうことで、専門部会としましては、そのへんの状況も、それと、ちょうど津市が 15 人以内となっておりますので、津市の例により調整と、確かに面積が増えて懸念される部分があるかと思うのですが、他の団体の例を参考にさせていただいたと、こういうふうなことです。以上です。

会 長 ということでございますので、15 人までですね。決める訳ではありませんけども、これは条例ですから、今のところはそんなような考え方というふうに政令のところをお聞き取りいただければと思います。

会 長 それでは、開発指導要綱の項目に移ります。調整の内容は津市の例により調整をする。ただし、開発負担金については、廃止の方向で調整をする、合併と同時。こういうことになっております。まだ、要綱の適用対象、それから内容については、それぞれ、もっとこれから調整があると思いますが、肝心なところは今申し上げましたように、開発負担金は、もういただかないとこういうことでございますが、いかがでございましょうか。これはいただいているんですね。ないところもありますね。これは、ちょっと説明をもういっぺんしていただけますか、この部分。なぜせっかく今までいただいていた開発負担金を、合併を機会にいただかないという調整方針にしたのか。どうぞ。

都市計画部 開発負担金につきましては、貴重な財源ということは重々認識しておる訳ですけども。過去に要綱行政といいますが、そのこと事態が裁判になりまして、大きく負けておるような、こういう状況になってきております。こういうふうな状況で、国の方の指導といたしましても、十分気を付けてと、いうふうなことで、そういうふうな状況もありまして、全国的にも随分、開発負担金を取っておるところは少ないと。そんな状況になってきておりますので、この際廃止したいというふうにした次第でございます。以上です。

会 長 何かちょっとかっこの悪いことをきいていただいたような気がしますけれども。方向としては開発負担金はこういうふうな形の負担は求めないというのが大勢でございますので、できれば、この際すっきりと。財源には未練がありますけれど、しておいた方がいいのではないかなと、こういう考え方だと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 じゃ、ちょっと思い切って、もう負担金は諦めるということで、調整内容とさせて

いただきたいと思います。それでは、特にそれ以外のご意義もございませんようですので、都市計画関係につきましては、ただ今ご説明させていただいた内容で確認をさせていただき、なお、ご意見のありましたところ、細部につきましては、分科会でそれぞれ、再確認といいたいでしょうか、もう一度とめ直してまいりたいなど、こんなふうに思います。

・協議第 28 号 各種事務事業の取扱いについて（建設関係）

会 長 それでは、続きまして協議第 28 号が建設関係その 2 でございます。この内容は市町村道の路線認定、変更、廃止、それから、道路建設事業の受益者負担の 2 項目です。初めの市町村道の路線認定、変更、廃止についてであります。調整の内容は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する、合併後 3 年程度としております。具体的には、現在市町村道に認定されている道路につきましては、新市に市道として引き継いでいく。合併後は新たな認定基準を作りまして、統一的な認定業務を行っていく。それから、認定時期については、原則、年 1 回。こういうようなことでございます。それで、いいんやね。全部引き継ぐんやね。市町村道はね。いかがでしょうか。新しい路線認定基準については、まだ特別な議論はしていませんね。どうですか、はい、どうぞ。

建設部会 建設部会、横山でございます。今、現在ご案内のとおり津市と、久居市と白山町については、認定基準が内規でございますが、作っているということで、概ね道路幅員等で津市と久居市が 4 m 以上とか、白山町さんについては 2.5 m 以上という形で、集落と集落を結ぶ道路とか、また公共施設などを結ぶ道路が、市町村道に認定しているということですけども、これにつきましても、概ねよく似た状況でございますけども、新市になってから、新たに現状を把握して決めていきたいということでございます。

会 長 その時に新しい新市の認定基準に外れるようなものが出てくると思うけれども、それは、市町村道は廃止はしないということやね。一度認定したものについては、

建設部会 基本的には、今ある市町村道は認定してきましたと。今後新たに市町村道と認めてくときにその基準をつくりましょう。こういうことでございます。

会 長 認定されたものはそのまま引き継いでいこうと、新しい基準を作ると、ちょっと、今までの認定とは違ったものになるかも知れませんね。それは、戻って整理をしないということです。よろしゅうございませうか。

（異議なし）

会 長 ありがとうございます。それでは、次の道路建設事業受益者負担金の項目についてでございます。この内容は津市、久居市、香良洲町の例により調整をする。こういうふうにご提案を申し上げておる訳です。具体的には道路の新設改良、それから維持です。これにつきまして、受益者負担を徴収しない方向で調整ということでございます。何かご意見がございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。

永田委員 すいません。これ非常に結構な制度なんですけども。ただ、合併と同時にいろんな地域から改良工事とか申請が、どかっと出て来た、その時にどのような形で順番付けというか、そういったものやっていくのか、思案があれば、お聞かせいただきたい。多分、合併と同時に、そんなんやったらということで、相当な申請が出てくるような予想もされます。そういったときの、その順位付けですね、これから先やるかという順位付けが、もし、そういったことが分かっているならば、お聞かせいただきたい。

会 長 それは、永田さん難しい。もしとお聞きになっても、こっちで答えてもらっても、ちょっと困りますけれども。これは、やはりどういうところから仕事をしていくかというのは、担当段階でどうこうじゃなくて当然もう少し全体の予算の枠こともあるし、それから、今までの市町村の整備状況もありますし、ちょっと難しいと思うが、

どうですか。はい。

建設部会 確かにこの議論は部会の中でもあったのは、あったのです。ただ、今申し上げましたように、負担金を取っていないという市町村につきましても、すべてがすべて要望どおりに、なかなか行政ができないという現状の中で、どれをやっていきましょうというときに各地域の優先順位ですね、こういったものを住民の皆さんにお諮りしながら、順次進めていかなければならないと思っています。以上です。

会 長 どうぞ、永田さん。

永田委員 私どもで一番心配されるのは、ややもすると強いところがそういった面で有利になるんじゃないか。我々のように、いつも私が申し上げている一番小さいところは、そういったものが放置されるんじゃないかという。一番懸念して、うちの議会でもそういった意見が出ておりますので、そういったところは本当に平等にしてくれるのか。そういうことで、議会でもそういう声が出ておる訳です。

会 長 それは、今まで我々の10の市町村の中でも同じような議論がある訳ですよ。うちの町でも、どっかばっかりって、どっかはとか。皆さんもそうだと思うんですね。だから、そういう強い弱いじゃなくて、僕は当たり前のことだと思いますし、今のご発言は美里は弱いと思ってご発言なさったのかも分かりませんが、そうでないかもわかりませんし。お気持ちは分かりますけども、そんなにご懸念にはと、こんなふうに思います。やっぱり、負担金でやつで、少し手控えていた整備というのものもあるんですかね、今までいただいている現状では。ただやったら、ただっていったらおかしいけども、負担金無しやったら、たくさん出てくるかも分かりませんね。それは確かに言えますね。しかし、それ覚悟でこういう調整案を作ったんですから。整備事業費のボリュームをイコールとすれば、負担金をいただかない分だけ事業量落ちるかも知れませんが、それは、理屈だけの話ですけどね。よろしゅうございましょうか。はい、それでは、どうぞ、水谷さん。

水谷委員 河芸町ですが、これは非常にありがたい制度なんですけど、受益者負担金を徴収しないという方向では、非常に、河芸町では、大きな進歩なんですけど。ただ、現状では20%徴収があるということで、ここに新しく、これから3年間ぐらいの程度で、調整をされるということなんですけど、この間で既に25%が多少なりとも負担をされたという人と徴収しないという人が出た場合、さかのぼって議論されたのか、どうか、一度お聞きしてみたいなと、その内容によっては、これから、また話し合いの中で、検討しなけりゃならない問題が出てくるのではないかと、ちょっと思いましたので。

会 長 はい、どうぞ、横山さん。

建設部会 さかのぼってということが、はっきり理解できなかつたんですけども。河芸の場合は、私がお聞きさせていただいている中では、将来、入札等発注する事業にはすべて負担金をとっていないとこのように聞いております。ただ、河芸町さんの場合、特別に25%以上と、こういうふうに書いてあるんですけども。これについては自治会が事業を起こされて、それについては、補助金をだすということの中で、補助金負担とはちがうんですけども。実際やって、そのような協議をしてくれというお話やったんですけども、基本的にはさかのぼるとか、また、今後取るとか、そのようには、部会の中では決めなくて、今後もとらないということで調整をさせていただきました。以上でございます。

会 長 よろしゅうございましょうか。それでは、この号につきまして、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 次に移らせていただきますが。では、その号につきましては、原案どおりの内容で確認といたします。

・協議第29号 各種事務事業の取扱いについて(学校教育関係)

会 長 つづきまして、協議事項第 29 号、各種事務事業の取扱い、学校教育関係その 4、でございます。この内容は日本体育学校健康センター災害共済給付事務と、遠距離通学費補助金の 2 項目です。先ず、日本体育学校健康センター災害共済給付事務でございますが、調整の内容は津市の例による。合併と同時に提案をさせていただいております。掛け金の負担を国、それから学校、県と保護者の 3 者で負担をしていこうというものでございます。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。はい、どうぞ、辻さん。

辻 委員 これも委員会で発言があったんですが、津市だけが掛け金の半額を保護者が負担していると、他市町村、9 市町村ですが、保護者の負担はないと、今まではなっており、委員会の方の意見として、こういうことを少額でもあるけれど、合併のスケールメリットとして、全額市が負担してもいいじゃないかという意見が出ておりました。正直言いまして幼稚園、それと、小学校、中学校。今幼稚園なんか少子化で子どもたち、いろんな面に対策を練っているときに、200 円の掛け金の半額を保護者が負担する。その場合、保護者の負担金が幼児の場合は 200 円、児童、生徒が 420 円となっております、こういう少額だから、今までどおりしたらどうかと。各市町村、9 市町村はこういうご意見は無かったのでしょうか。お聞きいたします。

会 長 それじゃ、教育部会。

教育文化部 失礼します。教育文化部会長の谷でございます。よろしくお願ひいたします。おっしゃっていただいたとおり、津市を除く 9 市町村におきましては、保護者負担分を行政が負担をしていただいております。そんな中で、部会におきましても、かなり論議がございました。ただ、災害共済給付に関する事項を定めております法律がございまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター法。以前は日本体育学校健康センター法というふうに言っておったりしたのですけれども、この法律におきましても、学校の設置者は、児童、生徒等の保護者から、共済掛け金の一部を徴収すべきだと法が示しています。ただし、経済的な理由によって、免除することもできるというふうには、なっておるんでございますけれども、法は徴収するというふうに決めておまして、私ども分科会といたしましては、法令に従う義務をおっております事務の執行者でございますので、こういう、このたびの提案させていただきましたような、調整の内容で整理をせざるを得なかったというのが実情でございます。以上でございます。

会 長 どうぞ。

辻 委員 法令という主旨は分からないことはないけれども、今までもこれを知っていながら、してなかったんだからという意見が議員の間で出ておまして、少額でもあるやないかと。何とかして新市で負担をしていただきたいという強い要望がございましたので、報告させていただきます。

会 長 今、辻さんのおっしゃったのは、額が少額だとおっしゃいましたけども、少額だろうと多額だろうと、これちょっと大事なところかも知れませんね。今まで 10 の市町村がそれぞれ、独自の施策をやってきた訳です。だから、国が一つの指針でこういうのをとったほうがいいとか、とらないほうがいいとか、それからもっと他にいろんなことが出てまいると思います。一般会計から調整せんと独立でやった方が会計とか、いろんなことを言っておりますけれども、そこを、今辻さんがおっしゃったように、ちょっと違った格好で、市の独自性としてやってきた。それを合併を機会にほとんど原則的に、今の負担金もそうですね。とった方がいいといっていたのに、取らないでおこう。全部とる方もとらん方もそういう国のひとつの方向に、これを機会にまとめてしまおうんだというのは、僕もちょっと、その、考え込む訳です。長い間、みんながそれぞれ議論してきたことですからね、合併と同時に答えを出してしまうというのは、本当にいいのか悩むんですけれどもね。だから、一個、一個、これをやっていかなあかんのでしょうね。だから、こどもたちの負担も。こうなると、ちょっと何かこう、考え方の問題ですのでね。まあ、久居市さんがそういう制度ほど、大事だとおっしゃる、

それが、そうでないところの意見は、やはりこれは保護者が負担すべきだと。それがその広域というんでしょうかね。だけども、特にこういう方にはというのも、今聞いていたら、あったんだから。ある程度入っているのかも分らんけども、どうでしょうね。はい、どうぞ。

海野委員 安濃町でございますけども。この意見も今久居の議長がおっしゃったような議論もございました。議論が2つに分かれる訳でございますして、共済補助制度というのは、公の負担と個人の負担、この負担金の中で物事が進んでいくという、定め的主旨ですね。このへんを尊重するか、定めがあるにも関わらず、今日まできた経過と、それから今日的な配慮を尊重するか、そんなへんで分かれるんだろうと思います。私どもの報告をさせていただいた中では、幹事会等の、また、部会等の審議の内容からいたしまして、一応、提案されているこの線で確認はさせていただいたんですけども。意見は意見として出ておりましたということだけ、申し上げておきます。

天花寺委員 白山町ですが、私もこの問題に関しては、年間でこれだけの、200円と少ない金額で大したことなく、今少子化の時に、やっぱり、従来どおり負担金なしにして欲しい、父兄の負担をなしにして欲しいという要望がありました。私もそれに決められることに対して、どうこう言いませんけども。この点は協議して、法はうたっていますけども。やっぱり、免除する原理があれば、多い方にいていただきたいのと、要望して、これを確認いたしたい。以上です。

会 長 どうぞ。

豊田委員 一志町でございます。先ほど安濃町さんがおっしゃられた、本当に私どもも同じような意見です。やはり、この1市6町2村ですか、につきましては、やはり掛け金の行政が負担しているということで、今まで過去に施策の経過が、やっぱりあると思うのです。私どもの特別委員会としましても、やはり、これにつきましては、保護者の負担が増えるんじゃないかというような強い意見がございましたので、報告をさせていただきます。

会 長 保護者負担がない方がいい。

豊田委員 保護者の負担が増えるんじゃないかと、このままいきますと。

会 長 すいません。ちょっと、あちらが先に。はい、永田さん。

永田委員 すいません。うちの方も結論からいいますと、現行どおりやればいいじゃないかというようなことでございます。ただ、いろんな調整項目の中で、3年以内に調整だとか、いろんなものがあるのであれば、これも合併後いっぺんに津市に合わすということやなしに、できれば、段階的に2年ぐらいで、やっていくという方法ができないのかというような意見も、そういったことが保護者は、金額的には知れとって、やっぱり、そういったことが、金がふえるのか、また負担金がふえるのか、そういった声が多くなってくるんじゃないかという意見が出ておりました。

会 長 それじゃ、長谷川さん。

長谷川委員 現在少子高齢化の時代ですので、これだけのお金でも苦しいで、負担するのはと思います。こんなことで、合併に支障をきたす訳にはいかんし、ひとつ津市さんの方に決断をお願いしたいと思います。是非。

会 長 他、ございませんか。これは、会長でここで座っているより、そっちで津市長でお話をした方がいいかもわかりませんが。1対9というのは、困りましたね。でも、私は私なりに、ひとつの考え方があって、こんなのは他にも出てくると思うのです。私ども津市が1、皆さんが9の場合もあるし。河芸町さんが1で他が9とか、いろいろ、いっぱい出てくると思いますけどもね。私はなるべく、そういうのを、1対9と多数で決めてしまいたくないと思うのです。なんともならん時には、やっぱり、物事の原則かも知れませんが、こういう例を全部、少数の制度をとっているところは前へ並びなさいというのも困るし、それから、この種の住民の皆さんへのサービスは、それこそ、負担は軽く、サービスは多くということだけを、ものさしとしてやれば、

もう答えは出るのは決まっているので、もうこだけ住民の皆さんの負担を増やすことのないようなそれを選択していけば、一番気楽なものなのです。私もそんなに悩まなくていいんですけど。そうでもないと思うし、このへんが、少子高齢化という言葉が皆さんのところから、お出になって、私自身は公のサービスをすることが、少子高齢化の問題を解決することにはならないと思っています。そんなふうに思いますね。かえってそれが、逆効果というものもありますし。ここは、理を考えていかなきゃならないと思うのです。これは、よく考えていかなきゃならないと思うんです。何でもかんでも住民の皆さんにサービスをというのであれば、それでいこうと、今、金額は非常に小さいことかもしれませんが、重なってくれば、おそらく新市の財政が持たないと。こんなふうに思います。だから、僕はどちらかといえば、やはり、我々が考える責任の部分というのは、新市が財政的に健全にスタートしていくということで、いつも申しておりますけれども。なるべく余裕のある財政にしていけるように。こんなふうに思って、それぞれの分科会の話聞いておる訳です。僕がまとめさせていただいたように全部がそうじゃないよと、いろいろ1対9であっても、うちの方の整理をする。それは分かっているが、新しいいろんな問題のある中で、この部分だけはこう形でということであれば、ひとつの議論ですから、私はある、津市が悪いことしているのかな。うちが住民の皆さんに悪いことしているのかな。とこういう部分にですね。いや、そうではないと思うのです。僕は、大事の部分はちゃんとやっていますのでね。私は、何でもかんでも、サービスをしたいんですかね。どうでしょうね。池田さん。

池田委員

久居市でございます。きつい話になるかと思いますが、今、近藤会長から1対9という例はこれからもたくさん出てくる。こういう話がありましたが、私はそんなになんかと思うのです。1対9という例はまず、これぐらいしかないだろう。そういう中で、各部会で議論をいただいているわけですが、そんな中で、近藤市長さんはあくまでも10の市町村の対等合併とおっしゃる。お気持ちは変わらないと思います。しかし、それぞれの部会長さんの気持ちの中に、9の市町村の面倒見てやる、中身は吸収合併だ、だから津市に合わせるのが当然だという考え方が根底にあるのではないかという邪推をいたしております。それでなければ、こういう調整にはならないだろうと、私は純粋に思っております。それと、もう一つ。新市に合併してからも、健全財政をやっていかなきゃならないというのは、当然のことではありますが、しかし、住民の負担は低い方がいい、サービスは高い方がいい。それを目的に合併をする。これ大事。しかし、負担を下げなくても、高いところの住民負担を下げなくても、そこの住民の生活は変わらない。下げなくても、変わらない。合併前も合併後も変わらない。しかし、負担が増えるところは、合併に伴って住民負担が増えるということです。増えるところの住民については、激変緩和ということで、これこそ、合併後3年なり、5年をかけて、高いところにあわせるとか。そういう形をとることが大事だと思います。単純に中を取って安いところは、上げますよ、真ん中より高いところは下げますよ。これも一つの議論では、合併と同時に統一。これも一つの理屈としてはあると思いますが。住民の負担が増えるということについては、これは合併によって負担が増えてしまうことですから、私はいろんな議論があると思いますが、先ほど、近藤市長おっしゃいましたが、比較的津市は高いです。しかし、その高いところを下げなくても、津市の市民は生活が変わらないのですね。従って津市に合わせるということであれば、合併と同時にではなしに、激変緩和ということで3年なり、4年なり、5年をかけて、負担を徐々に上げていく。こういうことが私は合併の根本的な議論でなければ、本来の合併の主旨である住民の負担は軽く、サービスは高くというこの原則にそぐわない。そんな気がいたしますので、意見を申し上げました。

会 長

あの、今皆さんに聞いてもらいたいんですけども、津の市長と久居の市長が今から、あのね、しきりに変わらないというふうにおっしゃるんですけども。これは、やはり、額が変わらなくても、僕は実質は変わってくると思うのです。例えば、百億

あって、そのうち1千万が何かの負担金としますよ。そうするとこの1千万の負担が5百万になって、どっちに増えても、減ってもいいんですけども、津市の住民の負担がかわらないから、かわらないと、おっしゃるんですけど、これはかわるでしょう。やっぱりそれ以外のものが変わってくるんですから、津市の市民としたら、よその住民さんももう少しこういう受益者負担を持っていただいたら、一般財源が裕福になりますから。それで、受けるサービスというのは、あるはずですから、それが出来ませんから、これは基本的なことは変わらぬと思うのです。だから、あんたとは変わらんからええやないかというふうな話、これはちょっと、間違いだと思ひ。それから、もうひとつ、これは、私は津の制度にあわせてちょうだい。皆さんのところの制度が、どうのこうのと議論しているわけではありません。ひとつの制度のあり方として、僕はいろいろ自分の考えを申し上げるつもりですから。津の制度がおかしいというのは、これは当然改めるべきであって、制度の本質として、議論を申し上げているのです。それから、もう1点。やっぱり、この合併の本来のあり方というのが、サービスは多く、それから、負担はなるべく少なく、これは確かに住民の皆さん方の、なんというか、しあわせというか。地方行政の本来の目的がそこにあるとすれば、それは当然そういうことですけれども。それをあんまり具体的に負担は少ない方がいい、サービスは多い方がいい。これが合併の目的だとおっしゃると、少しやっぱり、皆さん誤解をされるんやないかなと思います。ひとつの負担を少ないということが、もっとほかのところにも響いていきますからね、地方行政というのは、何も住民負担が少ないのだけが、私はしあわせやない。だから、よくメリットとデメリットという議論が出てまいりますけども。デメリットイコール負担増というような単純なものではないと思うし、今日的な今日の制度の作り方が基本となって、長らく続く地方団体にあって、きょうだけの負担減がじゃメリットかといえば、私はそうではないと。もっと長いことを考えて、ひとつの段階としての将来のあることを考えていくと思うからこそ、あんまり拍手をいただけん議論をしているんですけども。いかがでしょうね。大事なことなんですよ。じゃ、木下さん。

木下委員 先ほど、議長がおっしゃられたことで、私ちょっと思うことは、順番があるとおっしゃられましたけど、法律が先にあるのではなくて、やっぱり人のために法律っていうのがありまして、今まで他の市町村がやってきたことがいいとなれば、いい方向にとりあげてきたことがいいと思えば、取り入れていく方向に取り入れていただければいいのになと、今聞いていて思ったんですね。やはり、発展していく中で少しずつ、いろんな形で、いろんな立場の人が辛抱を強いられる状況であるだろうとおもうんですね。ただ、一番最初に久居の方が、議員さんがおっしゃられたように、私も、出来たら少子化というところを、念頭においていただいて、わずかでもたくさん集まれば、多額のお金になりますが、やはり新市への思い入れとして、こういう部分、こういう件に関しては、なんとか、負担しなくてもいい方向にしていだけたら、ありがたいな。それから、私がかかわっているのが、社協なんか見えていますと、確かに近藤市長がおっしゃられるように、津市にいくと、負担がある、私の場合、香良洲なんですけど、香良洲になると無料でやったださる。けっこうあります。だから、そこらへんも今後いろいろ検討していく中で、どっちに調整していくかということが、随時いろんな形で出てくると思うのです。ただ、やはり、人口がどうしても減ってしまうという方向の中で、若い方の負担というのは、たとえわずかでも、子供を生んでいく中で、なんとかそういうような、新市がこういうところでは、非常に手厚くはできないけど、こういう思い入れがありますよという部分で見せていただけたら、ありがたいな。ですからこの件に関しては、負担しなくてもいい方向で検討ができるので、ありがたいなと、聞いていて、おもいました。

池田委員 津市長さんと議論していてもあきませんので、違う形で。教育委員会さん、おってもらうので、お聞きしようと思います。これは保護者に確認せなあきませんのやね。

入るか入らないか。市が全額負担しても保護者に確認しているわけですが。津の場合は保護者が2分の1の負担をしてもらっているわけですが、加入しないという保護者はおるんですか。

会 長

どうぞ。

教育文化部会

今のところ、加入しないという保護者の方はおりません。

会 長

これ、いくらですか。みんな津の制度と同じように、いただくとなれば、いくらですか。

教育文化部会

協議第29号の1/4ページの1ページ、2ページにそれぞれ市町村が負担をさせていただいている保護者分の金額をここに掲載させていただいております。

会 長

どこに。

教育文化部会

1/4ページ、2ページに一番下のところに久居市から右が市が負担していただいている額で、これが保護者の方の負担になります。

会 長

これ全部。

教育文化部会

久居市さんは。

会 長

これ合計するの。

教育文化部会

これが全部保護者の負担するのを久居市が負担しています。

会 長

150万ぐらい。

教育文化部会

そうです。

会 長

これ全部足すと1千万ぐらいか。津は。

教育文化部会

500万ぐらい。

会 長

ちょうど津の倍ぐらいで1千万ぐらいやな。1千万の使い方の話やないと思いますよ。私は金額が少ないでとは、私はいやですね。あっ、すいません。これは、津の市長として申し上げて、ごっちゃになつとるで、申し訳ない。今、津の市長の方。この種のやつをそろえてしましようかね。こんなんで、長いこと時間かかりそうなやつを。はい、どうぞ、前山さん。

前山委員

今、少子化の問題の中で、これが浮き彫りになされてきたわけですが、私の持論としまして、ここまで法定合併協議会を進めてきたということでありまして、国の方も誘導策として激変緩和とかいろんな措置を講じていますが、ここまできて合併をしていくんだという大目的の中でいろんな問題を考えていく中で、特にそのことを申し上げたい。この問題につきましては、津市長さんの話もよく分かるし、それぞれ、9市町村がこれまでとってこなかったという理由が私が役所に定着する前から、その発端がよく分からないわけではありますが、先ほど木下さんが言われたように、色合いをつけてもいいのではないかというご意見に賛同したいと思います。何れにしましても、今私、結論出ないみたいなことを言っていますが、用は合併のためには、多少のゆとりをいろいろここで申しながら協議をしていただきたい。原則としてお願い申し上げたいと思います。

会 長

それでは、津の市長の役目から、議長の役目に戻って、はい、鈴木さん。

鈴木秀委員

これ結果が出て、いくらいるか全部の金額が分かったら、これとこれをやめようかという順位をつけられるかなと思うのですが。今の段階では、果たして全部すべきでは、あまりに全部していくと、結果的にすごく予算がかかるということになれば、これはした方がいいと、そういうものもありますし、それから、ひとつこういう制度が入れるのなら、ひとつ我慢しようとか、という、スクラップアンドビルドとか、どっちが今大事だとか、そういう判断をするべきものだとは思いますが。その前にこれは、この保険の掛け金の半額をどこが負担するかという問題であると思うのですが。この掛け金が、もし効果を発揮して、お金が出てきた時に、このお金が保護者に、もし行くとしたら、これは保護者が負担するべきものだと思うのですね。これは、事故があったり、何かあった時に、医療費とか傷害見舞金とかが発生した時に、それが行く訳です。だから、市に行つて、市がそれに対して、出そうか出さまいか、決める

権限がある、お金だけは市が出しておる訳ですから、市税で。これを出すか出さないかは、もういっぺん考えられるなら、その制度でも、いいんですけども。もう直行に保護者に「はい」とお金が行く制度だったら、やっぱり、受益者というか、この保険によって益を受ける者が、今の法律の考え方の方が正しい訳ですね。ですから、それを金額が少ないから、いいじゃないか、という議論は全くおかしい訳です。ただし、先ほど言いましたように、少子高齢化という、いろいろな背景の中で、首長さんが政策的に、それをやられると言うのなら、それはそれで理解が出来る訳ですけども。今回の場合は新たな制度を作っていくというような中で、初めから国の法律に反することをここで決めていくというのは、やはり疑問に思います。それで、この規則の主旨から考えても、やっぱり保護者の負担をお願いしていく方がええかなというふうに思いますが、これをもし、言論に側して他の9市町村のやっている方向に合わせようとすれば、やっぱり政治的判断があるべきものであって、ここでは、やっぱり法律に従うべきではないかと、ちょっと議論について思いました。

会 長 いろいろご意見があると思うのですが、確かに鈴木さんがおっしゃったように、ひとつの受益を受けるものの負担というんは、今皆さんのところで、9月か、補正予算だったと思いますが、インフルエンザだってそうでしょう。あれは、高齢の方にインフルエンザ予防接種してください。非常に効果のあるものです。こうかって、値段が高価じゃないですよ。効き目があるもの。だから、一人でも多くの方にインフルエンザしてくださいということで公がかなり思っていますけども、個人負担をお願いしておるわけです。あれだって全部ただでどうぞって言ったら、また様子が変わるかも分かりません。あれも、ひとつの個人の健康に対する自覚というものもあるだろうし、個人負担をお願いするということは。だから、私の子育てでも、こういった保健でも、ある程度保護者が個人負担をすることで自分も関与するだろうし、みんなそうだと思うのですね。俗な言葉で言えば、ただほど何とかと言いますが、本当にやっぱり、日本国経済が上向いていたものですから、何でもどうぞと、みんなそういったものが安くされてきたのだと思いますけども。それがやっぱり原点に戻らなあかん時期で、そういった時期にこそ、そういった時期だからこそ、合併問題も出てきますよね。そんななければ、行政経費はお金がいっぱいあれば、今までどおり小さな市町村でみんながお互いに住民の近いところで行政をやってきた。それもりっぱな価値のある行政ですが戻っちゃうわけです。そうじゃなくて、なぜ今合併が必要かといえはたぶんにお金の使い方も大事と思うのです。ひとつの政策的なことですから。新しい市ができて市長それから市議員の方が議論をしてここをがんばっていくのはりっぱな施策だと思いますが、今協議会の段階で議論がありましたが、ある程度建設計画を作って縛ってしまうでしょう。そこまで政治的な判断で信念を持ってお互いやってきたことを変えようということは、そのへんは悩むんですね。どうしましょうね、これは。どうぞ。

辻 委員 先程、金額が少ない、多いという議論じゃなくて、たった200円とおっしゃいますけど、保護者にとって今まで、取られたことのないお金を取られるというのは、少ない金額にかかわらず、何や合併して、また負担するのかと、津市さんはよろしいわ、今のままで、ちょうどまいこと9市町村全部がこのように取っていないときなので、ちょっとこら当たりで久居市や皆さんが津市に勝ったというわけではございませんけども。いっぺんこの時期に一つ合わせていただいたら、今ここで皆さんおっしゃってるのを聞きしたら、各委員さんのご意見を聞いていますと、取らない方がいいというご意見なので、意見を言わせていただいたんですけど。金額が少ないのでじゃなくて。これぐらいはちょっと、してもいいんじゃないかなと思いましたが、意見を言わせていただきました。

会 長 はい、どうぞ。鈴木町長さん。

鈴木一委員 皆さんのお話しているのは、もっとも、それぞれ筋の通った話やとは思いますが

ども。この場で即決するというのは難しいと思います。時間の無駄のような気がいたしますので、もう一度担当の部会に戻して、そこで大体の雰囲気も分かっていたと思うので、しっかり議論していただいて、次の機会に図っていただくということでどうですか。こうちゃく状態なのでつらいと思うので。

会 長 あ、ありがたいですけども、今日のところ、少し水を入れさせていただきましようか。この件パス。次にいきます。それでは、次が、遠距離通学費の補助金です。調整の内容は新たに制度を制定するとなっておりますが、具体的内容といたしましては、合併時に現在の対象地区や対象状況に該当する制度に限り補助制度を継続していく。補助の方法については、通学距離を考慮し新たな制度を設ける。基本的には、今対象となっている人は、継続ということです。はい、どうぞ。

天花寺委員 白山町ですが、一番下の調整の具体的内容として、これについては通学距離、地域事情を考慮し新たに基準を設けるとあります。いずれにしましても、合併の条件にもなっておりますので、距離については白山町が旧の町村の合併するときの条件でありますから、そういう部分も配慮しながら、あまりにも大きな変動がないようにしていただきたい。お願い申し上げます。

会 長 おそらく、分科会でも、そういうご意見がそれぞれの町にあると思うのでね、こういうような方針になっていると思います。よろしゅうございましょうか。はい、前山さん、どうぞ。

前山委員 私の町でも、この問題が議論されまして、今スクールバスは、走らせておりません。しかし、将来を考えますと、廃校ということも現実味を帯びてくる。そういうことも考えられますし、4キロ5キロの距離を小学生が通うのは不可能だと思いますので、後段に書いてありますようにぜひ地域の実情を考慮していただきまして、またさらに議会の方でもスクールバス等の活用含めて検討があってもいいのではないかとご意見もありました。どうぞ中山間地域の実情をご議論をいただきたいと思います。そういうご意見でございました。

会 長 まあ、出来るかも知れませんが。前山さんの町には。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 それでは、遠距離通学費補助金につきましては、ご案内を申し上げたような調整案です。それでは、協議事項はこれで終わりやな。協議事項は以上でございます。一部少しペンディングいたしましたけれども、よく整理をいたしまして、またお諮りをさせていただきたいと思います。それでは、次回の日程等について事務局から説明してもらいますし、それから、次の協議会で協議いただきます案件を若干説明してもらいますし、それから、あと住民意見交換会での結果を報告してもらいます。また、いろいろお考えをいただくことにします。

4 次回協議会(第12回)について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成15年10月23日(木)午後1時

場 所 久居市総合福祉会館 3階 大集会室

協議予定事項

協議第30号 自治会等の取扱いについて

協議第31号 各種事務事業の取扱いについて

男女共同参画関係 《協定項目》

協議第32号 各種事務事業の取扱いについて

人権施策

協議第33号 各種事務事業の取扱いについて

国内・国際交流関係

協議第34号 各種事務事業の取扱いについて

消防防災関係（その２）
協議第 35 号 各種事務事業の取扱いについて
窓口業務（その１）

5 住民意見交換会の結果について
事務局次長から報告

会 長 次回合併協議会ですが、協議第 30 号から 35 号まで協議をお願いいたします。それから住民交換会、ここにまとめてございますけども、ご覧になって、少し時間ございますけども、何かご質問ありましたら、今からご意見も結構でございます。ちょっと、このまとめ方、もう少し違うニュアンスがあったらろうということでも結構ですので、ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。意見交換会だいたいこういうふうにまとめてある雰囲気であったということによろしいですか。いろいろと場所によって違ったりとかしますのですね。これぐらいにしましょうか。ありがとうございました。随分大事なお時間をいただきまして、それでは、今日はこれぐらいで。どうもありがとうございました。

平成 15 年 11 月 18 日

署名委員 1号委員 白山町長

岡 本 知 順 印

2号委員 河芸町議会市町村合併調査特別委員会委員長

水 谷 保 印

3号委員 津商工会議所常議員

鈴 木 秀 昭 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。